

令和4年度の学校経営について

(学校経営に関わる配慮事項)

1 学校経営の充実について

(1) 社会総がかりで取り組む教育の推進

- 教育計画に基づき、全教職員が幼児児童生徒や保護者、地域の人々との信頼関係を深め、確かな学力を基盤とした「生きる力」を育む特色ある教育活動に取り組む。
- 学校、家庭、地域が連携分担するとともに、地域の教育資源の活用に努め、多様な学習や体験活動の機会の充実などに取り組む。
- 学校評価を適切に実施し、教育活動の成果と課題を検証し改善を図るとともに、その評価結果をホームページ等で積極的に情報発信するなど、開かれた学校づくりを進める。
- 「地域に愛され信頼される学校を目指して 共通実践項目10」を参考に、学校経営の充実を図る。
- 学校評議員会や学校運営協議会等において、保護者や地域の人々の意見を幅広く聞き、連携を図りながら特色ある教育活動の展開に努める。
- 困難な教育課題に直面したときには、学校だけで対処しようとせず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の教育相談員、市町教育委員会や関係機関と連携し、最善の解決策が導き出せるよう全力を尽くす。

(2) 安全・安心で充実した教育環境の整備

- 幼児児童生徒の安全を第一とし、安心して学校生活を送ることができる環境づくりや安全教育の充実を図る。
- 「3つの密」の回避、マスクの適切な着用、こまめな換気、手洗いなどの基本的な感染予防対策を講じる。
- 熱中症事故の防止をはじめ、幼児児童生徒の健康管理に十分配慮する。
- 学校安全計画の策定及び家庭や地域、関係機関と連携した学校の安全体制の整備を行い、自然災害や不審者等具体的な緊急時を想定した訓練を繰り返し実施、検証し、危機管理マニュアルの見直しをするとともに、教職員の実践的な研修や訓練の充実にも努め、教職員一人一人の危機管理意識の向上を図る。
- 家庭、地域及び関係機関と連携して通学路の安全確保に努め、幼児児童生徒を登下校中に極力一人にしないことを念頭に置き、青色防犯パトロールなど地域ぐるみで幼児児童生徒を見守る体制の強化に努める。
- 通学路の一層の交通安全に向けて、学校、教育委員会、道路管理者、警察等の連携により、地域の実態に応じた対策を講じるとともに、交通安全教育の充実を図る。
- 学校給食の安全性を確保するため、学校給食衛生管理基準に基づいた衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギーのある児童生徒に対して、組織的に適切な措置を講ずる。
- 各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動等、学校の教育活動全体を通じて、幼児児童生徒が自他の安全に関する情報を正しく判断し、自らの安全確保のために「主体的に行動する態度」を育成する。特に、自転車の安全な利用については、道路交通法及び愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例等を踏まえ、適切に指導する。

(3) 確かな学力を育てる教育の推進と未来を担う人材の育成

- 児童生徒の人間として調和のとれた育成を図るため、地域や学校、児童生徒の実態を十分考慮して、学校教育全体として適切な教育課程を編成し実施する。また、各教科等の指導に必要な授業時数を精査するとともに、実質的な確保に努める。
- 基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るとともに、児童生徒の学習意欲を高め、知識及び技能を活用して課題を解決する力を育成できるよう、体験的な学習や問題解決的な学習の充実に努める。

- 「第3期愛媛県学力向上推進3か年計画」を踏まえ、校長のリーダーシップの下、学力向上推進主任を中心に、学力の向上に全校体制で取り組む。
- 全国学力・学習状況調査やC B T版愛媛県学力診断調査等を有効に活用するとともに、学校が独自に実施する評価問題の質の向上を図ることにより、児童生徒の学力の状況を定期的・客観的に評価し、その結果を生かしながら学校全体で組織的・計画的に授業改善に取り組む。
- 「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月 文部科学省）及び「学習評価及び指導要録の改善等に関する指導資料」（令和2年3月 愛媛県教育委員会）を参考に、各学校において、主体的・対話的で深い学びの視点による授業改善を図るとともに、学習指導要領の趣旨に基づいた評価規準や評価方法等に関する研究実践に努める。
 なお、妥当性・信頼性のある評価を行うため、評価規準や評価方法等について学校間、地域内での情報交換を密にする。
- 各教科等の学習において、様々な文章や資料を読む機会や、自分の意見を述べたり書いたりする機会等を位置付け、言語活動の充実を図る。
- 1人1台端末と高速通信環境とを整備し、授業や家庭学習、自主学習において、自分専用の端末を最大限利用することで、多様な児童生徒を誰一人取り残すことのない、個別最適な学びと協働的な学びを各学校において実現させる。
- 読書活動を推進するために、電子版読書通帳「みきゃん通帳」を活用し、児童生徒への読書意欲を喚起するとともに、学校の実態に応じて、家庭や地域との連携を図り、蔵書冊数の充実や、教科等の指導で用いる図書への借出しに努めるなど、司書教諭等を中心に学校図書館の機能を強化し、各教科等の学習におけるより一層の活用を進める。

(4) 豊かな心、健やかな体を育てる教育の推進

- 情操教育を進めるに当たっては、学校の教育活動全体を通じて、美しいものや優れたものに感動する、あこがれる、そして、それらを求め続ける情感豊かな心を育む。
- 道徳教育を進めるに当たっては、児童生徒が自己の生き方についての考えや人間としての生き方の自覚が深まるよう、家庭や地域との連携を密にし、学校の教育活動全体を通じて行う豊かな体験を通して、自立心や自律性、自他の生命を尊重する心、規範意識など豊かな人間性をもった児童生徒の育成に努める。また、道徳科においては、道徳教育の要としての役割や道徳科の特質を十分踏まえた授業実践に努めるとともに、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を整え、その指導内容や指導方法の質的改善を図る。
- 総合的な学習の時間においては、学習指導要領の目標及び各学校の教育目標を踏まえ、各学校で定めた目標及び内容などを明確に設定した指導計画を作成するとともに、全教職員の共通理解、協力体制の下、探究的な学習の充実に努める。
- 特別活動の実施に当たっては、ねらいを明確にするとともに、指導内容や指導方法について一層の改善充実を図り、社会性や豊かな人間性を養うように努める。
 なお、児童生徒の進路の選択に関する指導については、個々の能力・適性や進路希望等に基づき、キャリア教育の視点を踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、計画的・組織的・系統的に行う。
- 情報を活用する上で不可欠な情報モラルやメディアリテラシー、著作権、肖像権等の指導の充実を図ることにより、適切かつ主体的に情報を活用する力を養う。
- 児童生徒の望ましい生活習慣や運動習慣の確立を目指し、体力向上については「えひめ子どもの体力向上プラン」及び「愛媛県子どもの体力・運動能力向上推進3か年計画」を踏まえ、新体力テストを全学年・全種目において実施し、児童生徒一人一人の体力の実態を把握した上で、「体力アップ推進計画」を策定し、学校の教育活動全体を通じて体力向上に取り組む。特に小学校では、「えひめ子どもスポーツITスタジアム」を活用するなど、全ての学校において業間や放課後等の時間に、児童が楽しく運動に取り組む機会を設け、基礎的・総合的な体力・運動能力の向上を推進する。

- 中学校の武道・ダンスに関しては、「安全で楽しい武道・ダンスのために 指導参考資料」（平成24年3月 愛媛県教育委員会）及び指導用DVD（平成27年3月 愛媛県教育委員会）を参考に、安全の確保を最優先にして、各領域の特性を生かした教育効果の高い授業の実践を推進する。
- 幼児児童生徒の体力・運動能力の向上に取り組む際には、保護者及び地域の関係団体との連携を図る。特に、総合型地域スポーツクラブ等地域のスポーツクラブとの連携や総合運動部活動等の充実など、運動する機会の拡充を図るための先進的な取組に努める。
- 運動部活動の実施に当たっては、「愛媛県の運動部活動の在り方に関する方針」（平成30年8月改訂 愛媛県教育委員会）を踏まえ、地域のスポーツ指導者を活用するなどして、指導の充実を図るとともに、適切な休養日を設定するなど、生徒の健康、安全に配慮した運営に努める。なお、指導等に際しては、「運動部活動運営ガイド（改訂版）」（平成27年3月 愛媛県教育委員会）を効果的に活用する。
- 文化部活動の実施に当たっては、「愛媛県の文化部活動の在り方に関する方針」（平成31年3月 愛媛県教育委員会）を踏まえ、生徒にとって望ましい芸術文化等の活動に親しむ環境を構築するという観点から、地域や関係機関等との連携を図り、多様なレベルや生徒のニーズに応じた活動を行うことができる環境整備を進める。また、指導等に際しては、適切な休養日等を設定するとともに、関係団体等が作成・公開する文化部活動用指導手引を積極的に活用し、合理的かつ効率的・効果的な活動ができるよう努める。
- 健康教育を進めるに当たっては、幼児児童生徒の健康の保持増進と現代的な健康課題に適切に対応するために、学校保健計画の策定及び学校保健に関する校内体制の整備を図り、組織的・計画的な保健教育と保健管理を推進するとともに、家庭、地域及び関係機関との連携を図る。
また、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育を充実し、中学校においては全ての学校が年1回以上、小学校においては学校、地域の実情に応じて、「薬物乱用防止教室」を開催する。
- 性に関する指導については、「からだ・いのち・こころを守り育てる教育」（平成22年2月 愛媛県教育委員会）、「『生きる力』を育む小学校（中学校）保健教育の手引き」（平成31（令和2）年3月 文部科学省）等を活用するなど、適切な教材により、発達の段階に応じて性に関する適切な判断力を身に付け、生涯を通じて望ましい意思決定、行動選択ができるようにする。
なお、指導に当たっては、性に関する指導の担当者を校務分掌に位置付けたり、指導計画等の確認を徹底したりするなど、全ての教職員が組織的に取り組めるよう留意する。
- 食に関する指導については、校長のリーダーシップの下、栄養教諭や学校栄養職員等が中核となり、全教職員が連携し、組織的に取り組む。その際、食に関する指導の全体計画①及び②を作成するとともに、「食に関する指導の手引—第二次改訂版—」（平成31年3月 文部科学省）、「栄養教諭を中核としたこれからの学校の食育～チーム学校で取り組む食育推進のPDCA～」（平成29年3月 文部科学省）、「中学生用食用教材」（令和3年3月 文部科学省）、「食に関する指導資料集」（平成21年2月 愛媛県教育委員会）等を参考に、学校給食の教育的効果を引き出し、各教科等の学習と関連付けながら、学校給食における地場産物の活用や「早寝・早起き・朝ごはん」など、家庭における幼児児童生徒の基本的な生活習慣の定着に向けた取組等を進める。

(5) 教職員の資質・能力の向上と学校組織の活性化

- 地域の幼児教育施設、小学校、中学校、特別支援学校等と積極的に情報交換や交流を行い、地域における幼児児童生徒の学びの連続性を確保するという観点から教育活動の充実・改善を図るとともに、学校種間の円滑な接続に努める。
- 幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領の円滑な実施及び学校の教育目標の具現化を図るため、組織的・計画的な研修に努める。
- 教職員としての実践的指導力と人間的魅力を高めるため、県教育委員会が作成した資料や県総合教育センターの各種講座を活用するなどして、今日的な課題に対応した実践的な研修に努める。
- 研修方法に関して学習効果の最大化が図られるよう、対面・集合型の研修とオンライン研修等を効果的に組み合わせるとともに、受講する教職員が研修に専念できるよう、適切な受講環境及び研修時間の確保等に配慮する。

- 社会の一員としての意識を高め、教職員としての自覚をもち、幅広い知識の習得に努めるとともに、自らの課題を認識し、「教職員レベルアップセミナー」等を活用するなどして、自己研修に積極的に取り組む。
- 初任者研修、フォローアップ研修、中堅教諭等資質向上研修における校内支援体制を整備する。
- いじめや不登校等、生徒指導に関わる課題に、適切に対応できる指導力の向上を図るため、積極的に研修を行う。
- 学校の運営体制や指導体制を、組織的に点検・改善していくことで、学校組織の活性化に努める。
- 「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日付け中央教育審議会答申）に示された働き方改革の理念を共有し、より一層取組を進める。
- 「愛媛県学校における働き方改革推進方針」（令和4年3月 愛媛県教育委員会）及び「令和4年度 学校における働き方改革推進計画」（令和4年3月 愛媛県教育委員会）の内容を踏まえ、学校や地域、教職員や児童生徒等の実情に応じた適切な取組を進める。

(6) 特別支援教育の充実

- 「特別支援教育の推進について」（平成19年4月1日付け文部科学省通知）、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）、「障害のある子供の教育支援の手引き」（令和3年6月 文部科学省）及び「特別支援教育指導資料（改訂第2版）」（令和2年3月 愛媛県教育委員会）に基づき、全ての公立幼稚園、小・中・高等学校等において、発達障がいを含む障がいのある全ての幼児児童生徒を学校全体で支援する体制を整備する。
- 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムを推進するため、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズ等に応じ、本人・保護者と発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で、「合理的配慮」の提供を行うなど、障がいのある幼児児童生徒への教育の一層の充実を図る。
- 校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を構築するとともに、特別支援教育コーディネーターの実践力を向上させ、校内委員会、校内研修の企画・運営、関係機関との連絡調整や保護者からの相談への対応などの充実を図る。また、全ての教職員が、特別支援教育に関する一定の知識・技能を有するよう、資質向上に努める。
- 教育的ニーズ等に応じた学びの場について検討する校内体制を明確にし、市町教育委員会と連携しながら適切な就学の推進に努めるとともに、全校的な協力体制の下、就学後の相談支援体制の整備・充実を図る。また、障がいのある幼児児童生徒の入学、転学、卒業時には、学校間で連絡を密に取り合い、効果的な支援が継続的に実施できるようにする。
- 家庭、医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努める。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を全員について作成し、効果的に活用する。
- 「特別な支援を必要とする生徒に関する中学校・高等学校間の情報連携の推進について」（平成30年1月26日付け愛媛県教育委員会教育長通知）を踏まえ、個別の教育支援計画等を、就学前から就学時、そして進学先まで切れ目ない支援に生かすため、適切かつ確実に引き継ぐよう努める。
- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との、交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進する。

(7) 互いの人権を尊重する教育の推進と児童生徒の健全育成

- 人権尊重の理念を全ての教育活動の基礎に置き、「愛媛県人権・同和教育基本方針」（平成25年6月策定 愛媛県教育委員会）、「令和4年度人権・同和教育指導の手引」等を踏まえ、幼児児童生徒の「生きる力」を育む人権・同和教育の組織的・計画的な推進に努める。

- 一人一人の教職員が人権に対する認識を深め、人権感覚を磨くとともに、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決への確固たる姿勢を確立するための研修に努める。
- 幼児児童生徒が同和問題をはじめとする様々な人権問題に対する理解を深めるとともに、問題解決への意欲や技能、態度を育むことができるよう、参加体験的な活動を多様に取り入れるなどの指導方法の工夫に努める。
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成28年12月16日公布・施行）を踏まえ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める。
- 「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定）及び「愛媛県いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年8月改定）等を踏まえた「学校いじめ防止基本方針」を具現化し、学校におけるいじめ防止対策を推進する。
- 「新型コロナウイルス感染症に係るいじめ等の防止について（通知）」（令和2年3月6日付け元教人第243号）の内容を踏まえ、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見によるいじめや差別が生じないよう適切な教育を行い、幼児児童生徒の人権意識の醸成に努める。
- いじめ・不登校については、各学校における最重要課題とし、校長を中心に全教職員が共通理解を図り、指導体制を確立して組織的に対応するとともに、幼稚園、小・中学校が一層連携協力してその解消に努める。困難な条件の下にある児童生徒への対応についても、十分に考慮する。
- 「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について（通知）」（平成30年1月23日付け文部科学省通知）の内容を踏まえ、SOSの出し方に関する教育について、少なくとも年1回実施するなど、積極的に推進するよう努める。
- 「連続して欠席し連絡が取れない児童生徒や学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれがある児童生徒の安全の確保に向けた取組について（通知）」（平成27年3月31日付け文部科学省通知）の内容を踏まえ、少しでも児童生徒の様子に心配がある場合、家庭訪問等の対策を行うなど、児童生徒の安全の確保に向けて適切に対応する。
- 児童生徒を取り巻く環境等を視野に入れ、情報化社会に対応できる能力や態度の育成に努める。特に、インターネットや携帯電話等の安全な利用、使用上のルールやマナー等について、児童生徒への指導や保護者への啓発を推進するなど、情報モラル及びメディアリテラシーに関する指導の充実を図る。「ネットによるいじめ・誹謗中傷解消への取組」（義務教育課HP掲載）及びえひめっこ情報リテラシーアプリを活用し、情報モラル及びメディアリテラシーに関する指導の徹底を図る。
- 幼児児童生徒や保護者が悩みや願いを率直に打ち明けて相談できるよう、校内の教育相談体制を整備する。教育相談の在り方については、時や場所、方法等を十分に考慮する。
- 教職員と幼児児童生徒、保護者との信頼関係を確立するとともに、好ましい人間関係や規範意識を育成し、積極的な生徒指導を推進する。
- 全教職員による生徒指導の体制を整えるとともに、反社会的な行為に対しては毅然とした態度で臨み、学校の安全性を確保するために全力を尽くす。
- 学習指導と生徒指導の一体化を図り、児童生徒が興味・関心をもって学習に取り組むよう意欲を喚起するとともに、一人一人のよさを認め、可能性を伸ばすよう指導の改善に努める。
- 「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け文部科学省通知）の内容を踏まえ、支援に当たっては、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があり、学校関係者や家庭、必要に応じて関係諸機関が情報共有し、組織的・計画的に個々の児童生徒に応じたきめ細やかな対応を行う。
- 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成28年12月14日公布）において、不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保の必要性が示され、学校以外の場における学習や活動を積極的に評価していくことは、不登校児童生徒の将来にとって有意義なことと考えられることから、多様で適切な教育機会を確保するため、適応指導教室、フリースクール等及びそこに通う児童生徒等への支援を行う。

- 校則（生徒心得等）については、検討委員会を設置するなどして、時代の進展、地域の実情、学校の教育方針、保護者の考え方、児童生徒の実態等を踏まえ、毎年見直しを行い適切に運用する。
- 「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」（平成25年3月13日付け文部科学省通知）の内容を踏まえ、全ての教育活動において、体罰によることなく児童生徒理解に基づく指導を適切に行うようにする。

2 長期休業に関わる学校経営について

(1) 長期休業前の指導

- 休業中の生活設計を適切に立て、健康で充実した生活が送れるよう指導する。
- 家庭、地域、子供会等の諸行事やボランティア活動への積極的な参加を促し、社会性や奉仕の精神を培う。
- 基礎的・基本的な知識及び技能の習得や、思考力、判断力、表現力等の育成など、個に応じた適切な内容・分量の課題（宿題）を与え、家庭と連携しながら、学習習慣の確立を図る。
- 保護者に対して、長期休業期間中の家庭における児童生徒の見守りを行うよう促すとともに、保護者が把握した児童生徒の悩みや変化については、積極的に学校等に相談するよう、学校や市町教育委員会の連絡先及び「いじめ相談ダイヤル24」や「SNS相談ほっとえひめ」などの相談窓口を周知しておく。

(2) 長期休業中の指導

- 家庭訪問、電話、手紙等を通じて、幼児児童生徒の生活の様子を把握し、保護者との連携の下、幼児児童生徒が安全で自律的な生活が送れるよう指導する。
- 教職員が地域に足を運び、幼児児童生徒の校外生活の実態を把握し、PTA・関係機関等との連携を密にして問題行動の早期発見に努め、非行防止活動を推進する。
- 新学期への不安や悩みなど、特に配慮を要する幼児児童生徒への適切な支援に努める。
- 長期休業の終了前においては、児童生徒の心身の状況の変化の有無について注意し、児童生徒に自殺を企図する兆候が見られた場合には、特定の教職員で抱え込まず、保護者、医療機関等と連携しながら組織的に対応する。

(3) 長期休業後の指導

- 休業中の生活の反省に基づき、適切な指導に当たる。
- 学校生活への円滑な適応を図る。
- 18歳以下の自殺は、学校の長期休業明け直後に急増する傾向があることから、学校として、保護者、地域住民、関係機関等と連携の上、長期休業明けにおける児童生徒の自殺予防に向けた取組を積極的に実施する。

3 教育諸条件の整備について

(1) 文書・表簿

- 公文書の收受、発送及び情報公開については、各市町教育委員会の規則に従い、適正に行うとともに、情報化に対応した事務処理の効率化に努める。
- 表簿については、関係法令によって作成し、厳重に保管する。
- 卒業者の進学や就職（中学校）に係る文書の作成や取扱いには十分留意する。

(2) 個人情報等の管理

- 「学校における個人情報の持出し等による漏えい等の防止について」（平成18年4月21日付け文部科学省通知）等を参考に、情報の管理体制全般について再点検を行うなど、個人情報の適切な保管・管理に万全を期する。（http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin/info/001.htm参照）

(3) 出納・経理

- 金銭の取扱いについては、収支及び用途を明確にして会計報告を行うとともに、定期的に監査し、管理を厳正に行う。

(4) 施設・設備

- 施設・設備(プールを含む)及び教材・教具の安全点検を行い、事故防止に努める。
- 環境衛生検査の実施及びそれに基づく事後措置を講じ、幼児児童生徒が快適な学校生活を送れるよう配慮する。(学校環境衛生マニュアル [平成30年度改訂版]、令和2年12月16日付け2教保第612号参照)
- 毒物、劇物及び薬物は、堅固な施設に収納し、施錠するとともに、薬品使用簿等を整備して、その保管・管理に万全を期する。また、使用する際には、薬品名、使用方法を確認し、適切に使用する。

4 教職員の服務について

(1) 教職員の信用の保持

- サービス規律を厳正にするとともに、学校内外における言動等に留意し、常に県民や児童生徒の目線に合わせ、相手の心情に配慮したぬくもりのある対応に努める。
- 個人の人権や尊厳を尊重し、セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの未然防止、体罰、わいせつ行為の根絶に努める。
- 「綱紀の保持及びサービス規律の徹底について」(平成28年1月22日付け27教義第1082号)等を踏まえ、自らを振り返り、不祥事を絶対に起こさないよう、「不祥事防止のためのチェックリスト」(令和3年3月改訂)及び「わいせつ行為・セクハラ防止のためのチェックリスト」(令和3年3月追加)を活用し、教職員としての職責や心構えなどを常にセルフチェックする。

(2) 交通違反・交通事故の根絶

- 教職員は、率先して県民の模範となるような運転を行い、絶対に交通事故等を起こさないよう「ゆとり運転」を心掛けるとともに、常に歩行者等の安全確保を最優先に考え、事故の根絶に努める。
- 交通法規を遵守し、飲酒運転やスピード違反は、絶対にしない。

(3) 健康管理と自己啓発

- 教職員の良好な心身の健康状態を維持するとともに、休暇が取得しやすい環境づくりに努める。
- 「愛媛県教職員こころの健康づくり計画」(平成24年2月 愛媛県教育委員会 令和4年3月改訂)を参考に、教職員の心の疲労を防止し、適切な対処によって心の健康を守るという姿勢を明確にする。
- 休暇等を有効に活用するとともに、心身のリフレッシュを図り、健康管理や自己啓発に努める。

(4) 教職員の勤務

- 法令に則り、適切な勤務を行う。
- 規律ある職場環境を維持するため、勤務時間を厳守する。
- 公文書の処理は、迅速かつ適切に行う。